

令和2年度
東大和市地域福祉審議会会議録
第1回 障害者部会

東大和市福祉部

OB 部会長 それでは、議事の1、第2次東大和市障害者総合プラン策定のためのアンケート調査結果の考察についてであります。

事務局からお願いします。

○事務局（小川障害福祉課主事） 事務局の小川です。よろしくお願いいたします。

最初の1番目の議事につきましては、ぎょうせいのW研究員のほうからご説明差し上げますので、よろしくお願いいたします。

○ぎょうせい（W研究員） よろしくお願いいたします。

資料1をご覧ください。

タイトルが、アンケート調査結果の考察となっておりますが、めくっていただいて、1ページから少し障害の方たちの人数の話、統計的な人数の話が1ページから載っております。ちょっとこれを触れた上で、説明いたします。

まず、障害者の状況ということで、まず身体障害の方たちの話が1ページから出てきます。

縦棒グラフが平成27年度から平成31年度まで出ておりますけれども、身体障害者、ここでは手帳をお持ちの方の人数ということになりますけれども、身体障害者の方、手帳をお持ちの方というのは2,600人ぐらいを推移しており、少し減ってきているところではありますが、実は、年齢構成で見ると、65歳以上の方が全体の70%を占めるというのがこの身体障害の特徴、ご高齢の方が非常に多いということになります。

では、3ページお願いいたします。

今度は知的障害の方たちです。手帳の名称という意味では、東京都は愛の手帳ということになりますけれども、この知的障害の方たちは700人を今超えており、一番右側の縦棒グラフですが、31年度におきましては770人総数ということで、グラフを見て分かるとおり、実は増加傾向にあります。中でも、これ、等級別に分かれていますけれども、4度、軽い比較的軽度な方の人数が、ぐぐっと増えてきているということで、全体の総数を押し上げているということになってございます。

では、4ページお願いいたします。

続きまして、精神障害の方たちの話になります。精神障害の方たちの手帳となると、精神障害者保健福祉手帳ということになりますが、精神障害の方たちにおきましては、手帳をお持ちの方だけでなく、自立支援医療、精神通院の受給を受けている方というカウントの仕方もあります。どちらも、2つのグラフが同時に書いてありますが、縦棒グラフも、それから折れ線グラフも、どんどん増えてきていると。常に手帳をお持ちの方を上回って受給者はいるわけですが、どちらにしても増えてきているという状況でございます。

それから、難病患者、なかなか難しいところで、対象疾病という言い方をすると、令和7年期より337疾病に増えているわけですが、こちらも1,000人、それから難病患者福祉手当受給者のほうですと300人前後ということで、推移しているということにな

ります。

それから5ページ、これもまた定義が難しいところがありますが、この計画の対象者ということでは、支援が必要な子供という枠の中に、いわゆる発達障害とは言い切れませんが、そういった子供たちの状況がどうなのかというところを整理したものでございます。上の表が就学前児童の推移、下の表が小学校、中学校の推移ということになります。よく見るところとしては、小学校の通級指導学級の利用児童数が、平成31年174人ということで、ずいぶん増えてきている、いわゆる小学校の子供における支援が必要な子供というのが、通級の人数ですけれども増えてきているという状況であります。この子供たちも、手帳の有無に関係なく、この障害プランの対象ともちろんなってくるわけでございます。

6ページ、ご覧ください。

手帳所持者数ということで整理をしましたが、身体の手帳と愛の手帳、それから精神の手帳の方たちの、先ほど言うように手帳を持っている方たちだけではないんですが、こう推移しております。この手帳の方たちだけで見ても、実は、総人口に占める割合という言い方は、10年前、実は計算すると4%ぐらいだったんですね。ところが、平成31年のところ、これ、計算しなくても分かりますが、5%ということで、手帳所持者も増える傾向にあると。ただ、忘れてならないのは、手帳をお持ちの方だけがこの計画の対象ではないということが、本文の中にも書いてあるところでございます。

では、本題のアンケートの考察について、7ページをご覧ください。

7ページには調査の実施概要ということでまとめてございます。実はこれ、2月10日の全体会議でもお示しをしたものだったんですが、振り返りとして申し上げます、今回は2種類のアンケート調査をしましたということで、①が障害当事者向け調査、これは、名前のとおり当事者向けということになります。それから、②が障害福祉サービス事業者等向け調査、これは、市内にあるサービス事業者等ということで聞いたものでございます。

①の当事者向けの調査のほうにつきましては、有効回収率、右下の表ですけれども、47.0%、事業者向けのほうにつきましては、この右下の70.1%というのが回収率ということ、これ、ちょっとおさらいでございます。

では、8ページご覧ください。

ここからの考察ということになりますが、まず、当事者向け調査、(1)の回答者の属性、これらから見える考察という(1)の部分ですが、年齢、それから同居家族の様子、それから世帯の主な収入、これらから、どういう考察が見えるかということですが、ちょうど中ぐらいに囲ってありますが、年齢構成、それから世帯構成が、障害ごとに大きく異なっており、そのことが個々の回答にも表れている。先ほど申し上げた、例えば身体障害でしたらご高齢の方が多いか、触れませんでした、知的等につきましては若い子供を含めた方が多いなどなど、非常に障害とひとくくりであっても、状況が大分違います。

よということでございます。

それから、8ページ下半分の(2)高次脳機能障害、発達障害。

実は、今回は特にこの高次脳機能障害と発達障害という方、米印にあるとおり、手帳所持者の中でということの米印ではありますが、併せ持ってそういった障害を持っている方をピックアップして、どういう回答があるということを示しているものでございます。高次脳機能障害、発達障害につきましては、障害の重複の様子、それから必要なサポートは何かということからいくと、9ページの上側ですが、高次脳障害、発達障害ともに必要な情報提供、サービスや制度、相談体制が整っていないというような傾向が見られるということでした。

続きまして、(3)の介護・支援の状況について。

ここを見る考察として、介護や支援を現在行っている人は誰なのか、それから、もし受けている介護・支援が受けられなくなった場合はどうするか、それから、介護や支援をしている家族に必要な支援は何かなどから見た考察は、9ページ下にあるとおり、知的障害、精神障害の方は、親亡き後の支援について、大きな不安を感じているということが見てとれます。それから、精神障害、難病患者、発達障害の方は、どうしたらいいかわからない、要するに、今後の介護ということですね、どうしたらいいかわからないという回答が30%を超えており、将来の生活を具体的に描けないという課題があると推測されるということでございます。

続いて10ページ、(4)住まい、生活。

これは、今の話につながる場所がありますが、現在の暮らし方や今後の暮らし方のご意見から、考察ですけれども、知的障害、それから精神障害の方への地域生活支援が特に求められる。端的に言えば、住まいの場としてのグループホームの整備、それから、一人暮らしへの意向が強いので、こういったところへの支援ということも重要だということを掲げております。

次の(5)の健康や医療について。

まず、かかりつけ医の状況、それから医療機関で、通う、利用するに当たって困っていることという2項目から、今後の考察をちょっと整理したものが下に書いてあります。市内には、精神科や特殊な疾病に対応する医療機関が少ない、また、そこへの通院の負担も、市内にありませんので、遠くなるということもありますが、そこへの通院の負担も大きな課題があります。また、医療機関にかかっている場面においては、知的障害、高次脳機能障害、発達障害の方では、意思疎通や障害理解が課題となっているというのが、アンケートから出てきました。

11ページの(6)就労・就学について。

これは、項目としては、現在の就労状況だったり、今後の就労意向、それから働くためにはどういうことが必要か、もしくは、通院や通学で困っていること、心配なことは何か

などから、次のような考察を整理しました。

精神障害の方の就労意欲は高く、就労支援の必要が高くなっています。また、収入が少ないことへの補償も課題であると考えられます。この辺は、そういったところが課題なんだという指摘から導き出されたものですが、特に精神の方は就労意欲が高いというのが出てきております。

それから、(7)の外出・社会参加について。

項目としては、外出の際、困っていること、それから、社会参加の必要な支援などから、ページが次のページ、12ページにいきますが、障害によって、外出の際の困りごとには違いがある、もちろんそうですけれども、障害特性に応じた多様な外出支援が求められている。例えば、段差等のバリアフリー化、外出支援するヘルパー等の確保、それから経済的な負担軽減、それから障害の方への理解、活動場所の確保などなどが推測されるということでございます。

(8)の障害福祉サービスの利用について。

これは、現在利用されている方たちの評価や、実際サービスを利用するに当たって困っていることなどから、先ほどもちらっと出てきましたが、精神障害、高次脳機能障害、発達障害の方を対象としたサービスの情報が不足しているということです。また、これらの知的も含めた、知的、高次脳機能障害、発達障害の方からは、情報が少ないとともに、利用したいが利用できないなどの回答も多くて、サービス体制の提供体制の充実が求められているということでございます。

それから、13ページの上の(9)福祉や生活に関する相談・情報入手について。

これは、困っているときに誰に相談をしているのかということや、それから、福祉情報をどこから入手しているのかなどから、考察を整理しています。家族、友人、知人のほかは、医療機関や施設職員、訪問ヘルパーなど、日頃身近に接する人に相談していることが高いと。ただ、市の職員、相談支援事業所、地域活動支援センター等の専門の相談機関での相談はまだ多くないというのが、アンケート結果から、そういう相談窓口があるんだけど、そこよりもまず身近な人へというのが出てきているということです。

がらっと話は変わって、(10)の災害時の避難・対策等について。

これは、災害時に困ること、それから避難行動要支援者登録制度の話が出てきました。これらの項目から、障害特性に応じた避難路整理、医療機関との連携をはじめとする体制の充実が課題となっています。それから、避難行動要支援者登録制度のさらなる普及啓発が必要だというような考察とまとめています。

14ページをご覧ください。

(11)障害者の権利擁護・理解促進について。

これは、普段の生活の中で、差別や偏見、疎外感を感じることもあるかどうか、それから、もし感じるとすれば、それがどういう場面かなどの回答から導いた考察としては、特

に知的障害、精神障害の方の権利擁護、理解促進を今後進めていく必要があるとともに、一般の方への周知、それから当事者への周知や啓発も重要と考えられるということで、権利擁護、それから成年後見制度など、いろいろなものがありますけれども、そういった制度の仕組み、在りかをきちんと伝えていくということが重要だということでございます。

(12) 今後の障害者施策について。

東大和市の障害者福祉施策についてと、重要だと思う施策、どういう方向に市はいくべきかということですが、最後のまとめとしては、14ページの下に考察がありますが、まず障害の方への理解促進、それから経済的支援というのは、どの障害であっても共通の項目として充実が求められている。特に、知的障害の方にはグループホームの整備、精神障害の方については雇用と就労の支援、難病患者と高次脳機能障害の方は医療費助成制度の充実、発達障害の方は雇用、就労支援などへの意向が非常に高くなっているということ、考察としてまとめています。

もう一方の調査の、15ページからは事業所向けのほうでございませう。

事業の運営、経営状況について、(1)のところですが、回答から、平均勤続年数が5年未満の事業所が半数を占めており、職員の定着化も課題と考えられる、それから、経営の安定化、職員の確保が課題となっている様子が見えてくるということです。

(2)のサービス提供の課題については、考察では、サービス提供体制の充実に向けたスキルアップや職員の確保が求められている。行政等の関係機関の支援を必要と感じている事業運営上の課題がある、要は、いろんなところと連携しながらサービスの提供をしていこうとしているが、なかなか連携がうまくいっていることがうかがえないということでございませう。

最後に、16ページでございませう。

これは、事業所の立場のほうから、端的に言えば、東大和市にどういったサービスが不足しているかという現場の声というようなことでございませう。

市内に不足しているサービスとして、グループホーム、入所施設、ショートステイが挙げられています。こういうのを足りないんじゃないかと、市内にはないんじゃないかというような、直接的な意見があったということでございませう。

ちょっと駆け足になりましたが、以上、説明は終わります。

OB 部会長 ありがとうございます。

第2次東大和市障害者総合プラン策定のためのアンケート調査結果の考察について、事務局からご説明をいただきました。

ご意見やご質問などある方おられましたら、挙手をして、お名前を言って発言してください。お願いします。

はい、Lさん。

OL 委員 Lです。

身体障害者、1級から6級あって、身体障害者のほうはいろんな障害があっても、大体1級だとかこういうレベルかなというのが分かるんですけども、知的と精神のレベルがちょっとよく分からなくて、例えば、知的障害1度から4度までありますけれども、このアンケートに自力で答えられるというのは、1度から4度のうち、どのレベルですか。知的とかも、1度の人は多分、自力ではこのアンケートには答えられない、ということは、親か何かが答えているんだと思いますけれども、その辺はどうですか。

○事務局（小川障害福祉課主事） 小川です。

知的の方の障害のレベルというところですけども、今、はっきりと答えするの難しいですけども、障害の程度で4度くらいの方で、親御さんですとか支援者の方の支援を受けながら、こういうアンケートにお答えできる程度かなというように。

○OL委員 4度でですか。

○事務局（小川障害福祉課主事） ええ。

○OL委員 それ以上上だと、ほとんど無理ということですか。

○ぎょうせい（W研究員） ぎょうせい、Wです、すみません。

13ページに、今委員ご質問の、アンケートにお答えできる程度とはちょっと違いますが、実際アンケートに答えた方が誰なのかということで、まず知的障害の方が、どういう方たちが答えたかというのが、13ページに出ております。どういう度数の方が答えられたかという言い方をすると、円グラフの左側、左の丸円グラフのほうを見ていただくと、4度の方が39.4%、3度の方が21.1%で、次が、2度の方が30.3%などの見方になります。

ただ、実際、これはご本人が答えているとは、多分違うかもしれませんね。ご家族が答えている可能性があるので、ちょっとそこは違う形の、どういう方がこのアンケートに答えたのかというところでは、この辺りに載っています。

○OL委員 分かりました、ありがとうございます。

ということは、知的に関しては、親の意見が入っているという解釈でよろしいですか。

○ぎょうせい（W研究員） だと思います。

特に、お子さんの場合は、もちろん本人に聞きながらというのはあるかもしれませんが、イメージを想像すると、もともと本人の意思も受け取りながら、親の気持ちも入っているというのが、正直なところかもしれませんね。

○OL委員 精神はどうですか。精神も、私たち、全然レベルが分からないので。

○事務局（小川障害福祉課主事） 精神障害の方は、知的な発達の後れがあるということではありませぬので、基本的には、こういうアンケートでも答えることは可能というふうには考えられます。

○OL委員 例えば、住まいとか介護とか、将来に関しては、知的の人たちはやっぱりそういうことを心配しているような、やっぱり親の感じかなというふうには見ていたんですけど

れども。

分かりました、ありがとうございます。

OB 部会長 ほかにはありますか。

OP 委員 Pです。

ちょっと感想つぼくなっちゃいますけれども、報告いただきまして、伺っていて、市内にお暮らしの障害をお持ちの方々、またその方々を支援している事業所の活動の状況がよく、浮き彫りになるように理解ができて、本当に勉強になりました。ありがとうございました。

それで、16ページ、一番最後のところに、事業所の皆さんから見た不足している今後の課題等を書いてありますけれども、障害の種別いろいろあるにしても、やっぱりグループホーム等入所施設とショートステイというのは、やっぱり整備の課題というのは、私が今関わっている重度の障害の施設でも全く一緒なんですよね。

グループホームと入所施設というのは、やっぱり大きくくくれば、やっぱりご家族や親がいなくなった後の喫緊の課題ですよね。支援を受けながら自立ができる方はグループホーム、もうちょっと厳しい障害が出ている方については、やっぱり安心して天寿を全うできる施設が足りないですよね。それから、ショートステイにつきましては、やっぱり親のレスパイトも含めて、日頃在宅生活が長続きするような切り札になるようなショートステイとか、本当にこれから課題なんだなというふうに、改めて勉強させてもらいました。ありがとうございました。

OB 部会長 何か。

お願いします。

OK 委員 Kです。

2点ほど感想のような形なんですけど、まず、2の2の8と9ですね。障害福祉サービスの利用についてと、あと9の福祉や生活に関する相談、情報の入手についてというところなんですけど、私からの感想としまして、やはり将来の生活とか、そういうところに不安を感じる当事者の方とかご家族が多いのかなというのは、感じています。特に福祉サービスのいずれかを使っている方々だと、身近に相談できるというよさがあるかと思うんですが、現在現役で働かれています方等については、なかなかそういう情報の取り方といいますか、入手の仕方が分からないという方も多いんじゃないかなと思います。そういう方に対して、もちろん市役所であったりとか、相談支援事業所、数もありますし、整備はされているところなんですけれども、そこにまずつなぐ役割として、地域の民生・児童委員の方とか、あとは社協さんで行っているような、さわやか生活相談員みたいな方とか、そういうような地域の中で困ったことを気軽に相談できる人たちの活用というの、重要になってくるんじゃないかなと思います。

もう一つ、住まいのお話が結構出ていました。特に、障害のある方が今後一人暮らしを

仮に希望される場合に、収入がなかなか見込めなかったりとか、保証人が立てられないというケースで、実際借りたいと思っても、なかなかお借りできる不動産屋さんというのは少ないのが現状かと思います。その辺の支援というのも、少しずつ考えていかれるとよりいいんじゃないかなと思います。

以上です。

OB 部会長 ありがとうございます。

ほかに何か。

OL 委員 Lです。よろしいですか。

OB 部会長 はい、お願いします。

OL 委員 事業所のほうですけれども、平均的な勤続年数は5年程度という結果になっていますけれども、これの原因みたいなことは、何か書かれていたというふうなあれはありますか。

○ぎょうせい (W 研究員) 原因は聞いていないですね。

OL 委員 何かフリーで書く欄みたいなのは、事業所のほうはなかったっけ。

要は、どういうことを改善すれば、もうちょっと長く定着してくれるかということがないと、はい、5年でしたじゃ、何もできないんで。

○事務局 (小川障害福祉課主事) 小川です。

直接の勤続年数が長くないというような原因というのをお聞きしている設問ではないんですけれども、報告書の85ページからのところで、事業運営及び経営状況についての課題というようなところで、いろいろ運営する側としても、課題というところで要因が挙げられておるのかなというふうに思いまして、そういうところから読み取るというところかなというふうに思います。

その中では、例えば、福利厚生の問題も挙がっているし、そもそも報酬の単価が実態にそぐわず低いだとか、福利厚生の問題、代替職員の確保等の、やっぱり働きにくさとか、そういうところが、勤続年数5年というようなところにつながっているのかなというふうには思います。

OP 委員 Pです。

今のお話、本当に、うちも福祉系の職員、年中募集しているんですけども、欠員状態が改善しない。その原因を考えたら、基本的に2つあるかなと思っているんですね。

1つは、やはりキャリア志向というか、力をつけて、より自分を高く買ってくれるところに積極的に転職していくというのもあるでしょうし、あとはやはり、厳しい仕事にしては処遇が見劣りしている。これは完全に売手市場ですから、仕方ないところありますが、たしか国から若干福祉系の職員については、定着に向けてお給料の足しになるような補助金が出ているんですね。それを含めて、少しずつ改善をしていくのを期待しながら、積極的にPRしていくのかなと思っていますけれども。

OB 部会長 ありがとうございます。

ほかに、意見。

それでは、ご意見がないようですので、次の議事に移りたいと思います。

議事 2、計画の理念及び目標についてであります。事務局からご説明をお願いします。

○事務局（小川障害福祉課主事） 小川です、よろしくお願いします。

議事の 2 につきましては、資料 2 を参照ください。

計画の根本となる理念や目標についてということで、現計画書で申し上げますと、15 ページから 16 ページのところに掲載をさせていただいております。そちらのほうも、ちょっと、水色の冊子ですね。そちらの 15 ページから 16 ページ辺り部分です。計画の根幹をなす部分ということで、まず、この理念、目標について協議いただければということで、議題に供しております。

資料 2 のほうで、第 1 期の障害福祉計画からの理念の変遷をお示ししているところですが、第 4 次障害者計画・第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画というところにあります、「障害のある人もない人も、すべての人がお互いを尊重し支えあう、共生社会の構築を」、これが現行の計画の理念になっております。

その後、この 3 年間の中でどのような社会的情勢の変化等があったのかということ、その下に記載をしておりますけれども、現計画において最も重視したのが、共生社会の構築というようなことではありますが、その後、平成 30 年 4 月に地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律というのが施行されまして、この共生社会の構築に向けて、地域包括ケアシステムの強化ということが非常に強く打ち出されました。これに伴って、社会福祉法、介護保険法、それから障害者総合支援法を含めて改正があって、その中で、地域で暮らす全ての人々が支え合う仕組みをつくっていかなくやいけないというようなところが非常に強調されて、介護のほうでも地域包括ケアシステムというところの構築を目指して、様々ないろんな他業種というんですけれども、いろいろな支援機関が連携を取り合い、あるいは住民の方々に関わってもらいながら、地域包括ケアシステムの強化というところを目指すというようなところが、大きな動きであります。

その後、この計画に係る基本指針というものが、今年の 5 月に策定されました。その中でも、主な追加点というところで、やはり地域共生社会の実現というところで、障害のある当事者含めて、地域のあらゆる住民が支え手となったり、受け手となったり、一方的な関係でなく、それぞれの役割を果たしていきましょうというようなことが、今回の基本指針の中でも強調されております。

さらに、新しい視点としては、今ちょっと話題になりました福祉人材の確保の問題とか、文化芸術活動の推進や読書環境の整備という、これは新しい法律が施行されまして、それに伴った形で、障害のある方の社会参加をさらに支えるような仕組みをつくっていきましょうというところが、今回の基本指針での大きな特徴かというふうに考えられます。

そういうことを踏まえて、次期の計画の理念として、仮でお示したところですが、現計画の理念を引き継ぐ形で、この間の情勢の変化等を踏まえて、「障害のある人もない人も、お互いを尊重し、ともにつくり、共生のまち東大和」というように、ともにつくりというようなところを、先ほどの全ての人がお互いを支え手、受け手となってという関係で、共生のまちをつかっていこうというようなことを、ちょっと言葉の中に含ませて、表現をしてみたいかというような提案でございます。

そして、裏面ですね。現の計画書でいうと16ページになります。計画の目標です。この理念を実現するために、4つの目標を掲げて、その4つの目標に沿って施策の体系を考えていくというような形になりますので、次の施策体系のところとも関わるんですけども、その大きな目標の4つの柱立てについては、基本的には踏襲をしていくのがよいのではないかということでもあります。

若干、その中で書きぶりを改めておりますところが、目標の2ですね。「数値目標を定めてサービスの充実」云々とかいうようなところは、ちょっと省くような形で表現しております。

目標4のところですね、そこの表記につきましても、中段辺り、「そのため、障害のある人や障害についての理解と認識を深めるための活動を推進します」と。そして、その後の部分が、「また、共生社会を支える人材育成や地域・環境の醸成、障害のある人にとって安全・安心なまちづくりを進め」というような表現にして、先ほど申し上げた共生社会を目指して、ともにつくりということのための取組を、重点的に行っていくということ、このところの表現で表したものであります。

計画の理念と目標については、以上のような形を事務局として整理したいというふうに思います。よろしく願いいたします。

OB 部会長 ありがとうございます。

計画の理念及び目標について、今ご案内がありました、ここでご意見やご質問があれば賜りたいと思います。

OQ 委員 Q ですけども、お互いを尊重するということが、具体的に何を尊重するのかということがあるんですね。バリアをなくすということ、私はちょっと考えるんですけども、一歩踏み込んで、絶えず弱者を救っていく、手立てをしていくという、絶えず意識をしていかないと、なかなか弱いものになってしまうんじゃないかと。そのぐらい強力に意識化することで、ちょうどいいんじゃないかと。もうちょっと踏み込めないかなというのが、私の感想なんですけれども、どうなんでしょうね。

OB 部会長 いかがでしょうか。もっと踏み込めというご意見。

OQ 委員 それでちょうどいいんじゃないかな。

O-- そうですね。

OQ 委員 そのくらいしないと、絶えず人間というのはやすき方向に流れてしまうと思う

んですけれども。

OL 委員 いいですか、L です。

共生という言葉、前回も使われていますけれども、これは、我々障害者にとってはよく使う言葉なんで分かるんですけれども、一般市民にはどれだけの、共生という言葉は認知されておるといふか、市民権を得ているんですかね。

一般市民が共生、この言葉を聞いて、何か共生という言葉がぱっとイメージができないといふか、入ってこないと、何かちょっとつらいような気がするんですけれども、今までの経験からして、なかなか普通の人って、共生って言われてもぴんときていない人が多かったような気がするので、その辺はどういうふうに解釈していますか。

OB 部会長 事務局から、すみません。

○事務局（大法障害福祉課長） 大法です。

確かに共生という言葉、正直、私もここに来るまで、ただ、私も、前の部署で外国人との関係、交流というものを所管しておりましたので、そういった意味では共生という言葉はよく耳にしておりました。

ただ、これからの共生社会と、よく言葉を使いますけれども、すごく共生というと、何か支え手と受け手側というような、2つに分かれているというような考え方が多いようでもありますけれども、これからはそうではなく、地域のあらゆる住民の皆様、そういった皆様が、それぞれの住民の役割を持ち、皆で支え合いながらやっていくんだという社会、いわゆる、どっちかという、協働という言葉に近いような感じもするんですけれども、L 委員がおっしゃったように、共生という言葉、確かにまだ市民の方々にはなかなか浸透しないという部分はあるのは確かでございます。

だからこそ、こうした福祉の面からぜひ共生という言葉を発信して、ともにつくり共生のまちということを1つの言葉として、皆、今まで認知をしていただきたい、そのきっかけともなるかなというふうな思いもでございます。

以上でございます。

OB 部会長 課長のご意見に何か。

OP 委員 P です。

この共生社会のことをいろいろ考えると、結局、ちょっと短絡的かもしれませんが、基本的にはボランティア活動などに、より多くの市民の皆さんに参画してもらおうということが近道なんじゃないかなと、ちょっと思ったりするんですよ。

私の勤務している施設でも、市民でボランティアの方々がおられるんですけど、はっきり言って、皆さん高齢になって、後継者がなかなか育たないんです。でも、やっぱり、公園デビューみたいなものがなかなかできない、みんなそういう感じの人が多く、やりたい人がやるんじゃないかなと思ったりして、私の勤務している障害者を守る会というの親の会があるんですけれども、運営母体なんで、基本的には、皆さん伺うと、ご自分のお

子さんが障害者で運動を始めているんですよね。だけど、自分の子供だけでなく、見も知らない地域の同じような障害を持っておられる方のためのボランティア活動をしているわけなんですけれども、きっかけがあれば、みんな優しい心を持っているわけだから、市民の方々も少しずつ何かそのような、障害者に関わるような経験とか体験とかって、そういうものを進めるような、公にも活動ができるといいんじゃないかなと、ちょっと思ったりして。

強制はもちろんできませんけれども、そういうきっかけがない、あれば、みんな優しい心を持っている人がほとんどですから、それぞれに空いた時間の範囲内から少しずつ運動ができる、それがやっぱり共生社会の前進になるんじゃないかなと、ちょっと思ったりして。ボランティア活動だけじゃないかもしれませんが、案外皆さん苦手で、本当に若い方は、ボランティアになる人は少ないですよね。うちの施設だけなのかな、本当に困ってしまっている。

OB 部会長 その辺、Nさんなんかはご専門で。

ON 委員 今、委員さんのお話を聞いていて、私も、自分の日常の活動で問題点幾つかあるんですが、ボランティア活動するに当たって、皆さんのお話を聞いていて、一つ一つ身にしみるといいますか。というのは、私どもも、ボランティア会としてはどんな依頼でも、あれば、自分たちでできる範囲で頑張ってお手伝いしていこうというのが、基本の私たちの活動の理念なんですけれども、実際に、本当にどんなささいなことでも、とにかく行動してみる。実際に接して、例えば、車いすをちょっと押してあげる、あるいは、精神の方たちが何か困ってそうだったら声をかける、そういうところから私たちは活動していますけれども、そこに至るまでに、学習がすごく必要だと思うんです。

私たちの会も、年に1回ですけれども、公開学習会などをやっていますけれども、なかなか、それじゃとても今の、共生という言葉はすごくいい言葉だなと思うんですけれども、それは、実現に向けて活動するというのは、そんな簡単なことじゃないというふうに思います。

でも、とにかく接していますと、私も長いこと、30年、40年やっていますけれども、自分の普段の生活の一部にもうなっていて、私としては当たり前という、仲間たちもそうですけれども、支え合うことももう、人生を生きる一部になっている。そういうあれって、計画で共生っていつていますけれども、じゃ、明日からやりましょうとかって、そういうものじゃなくて、やっぱり、分かりやすく言えば、本当に困った方に何かお手を、できることがあったらやりたいという気持ちと、障害のある方々は逆に、どんどん申し付けて、申し付けるんじゃなくて、一緒にやってみようということを発信していただかないと、一般の市民はなかなか分かんないかなっていうふうに思うんですね。

そういうようなことありますから、私たちも勉強しなきゃっていうのもあるし、実際にお手ををさせていただいていると、やっぱり勉強の必要性を感じますので。でも、じゃ、

例えば、公民館とかこういう市のいろんなイベントで、それについて講師をお呼びしてこういう勉強をしますので、ぜひ来てくださいと言うと、なかなか皆さんが、本当に足を踏み入れるということないと思うしね。

バリアってということもありましたけど、壁をどこで、どういう形で取り除くのかな。自分のささやかな活動の中で、依頼があって、できそうなことはやろうとみんなと言って、お手伝いに出向いたりして、自然に身についてきたというのもありますので、それを、市民の一人一人が、どこかでそういう気持ち持つということができるようなことも、何か学ぶというか。

OB 部会長 なるほど、共生社会の実践ですよ。

ON 委員 それぞれの、いろんな施設の方や何かも、発信していただくといいかなと思うんですけども。

ちょっとまとまりませんで。

OB 部会長 ほかに何か、裏の辺りで何か。

OL 委員 もう一ついいですか。

「共生のまち東大和」ってありますけれども、要は、どういう状態になれば共生のまちといえるかというイメージが、なかなか難しいような気がするんですよ。言葉はこのままもし使うとしたら、何かこういう状態になれば「共生のまち東大和」だよというようなイメージを、補足的に何か付け加えた方がいいような気がするんですけども。

なかなかこれ、普通の一般市民が見ると、共生のまちって、一体どういう状態になれば共生のまちって言えるのかというのが分からないんじゃないかと思えますし、私自身も完璧に分かっているわけでも何でもないんですけども、その辺はどうでしょうか。

○事務局（小川障害福祉課主事） 小川です。

今、今の計画書の15ページのところにも、理念というところ、どうしてもやっぱり1つの塊の言葉として表すんで、一定程度コンパクトな表現になりますけれども、そのところに説明文みたいなことも書かれておりますので、そういう中で、今ご意見のあった共生のまちというのは、どういう状態になればというようなイメージだとか、先ほどQ委員のご意見なんかも、その中で表現していければ、この理念をちょっと補足説明するようなことを、この説明文の中で入れていくということはあるかなというふうに思います。

ただ、この理念というのは、あんまり長くなってしまうと、何を言いたいのかというのがストレートに伝わらないんで、どうしても一定程度のコンパクトな言葉にまとめなきゃいけないのかなというふうには思ったりもしております。

OB 部会長 いかがですか。

OL 委員 実際つくるときはぜひ、その辺も考慮してつくっていただきたいとは思いますが。

○ 共生という言葉自体も、ご指摘のとおり、我々現場にいますと、何かもうみんな知

っているんじゃないかみたいな、当たり前で気持ちで使ってしまうけれども、そこら辺もきちっと伝わるような表現というのも、必要だなというふうには思います。

OB 部会長 それではよろしいでしょうか。

次の議事に移りたいと思います。

議事3、計画の構成（案）についてであります。これもまた、事務局からご説明をお願いします。

○事務局（小川障害福祉課主事） 小川です。

次の議事3につきましては、現の計画で申し上げますと、34ページから目次のような形になって表記されておりますので、そちらと見比べながらご確認いただければというふうに思います。

資料3になりますが、資料3の1ページ目には、参考までにちょっと近隣市等の施策の体系をお示ししました。こここのところは、後ほど目を通していただければというふうに思います。

そして、その裏ですね。施策の体系の考え方ということで、今回この現の計画書の34ページからの施策の体系のところ少し手を入れる形で、ご提案をしております。基本的には、目標の部分は、第1次プランの施策体系を踏襲しています。先ほど他市との見比べというのを表記いたしました、いろんな施策の体系づけというやり方があるんですけれども、どんな形の施策の体系にしても、そこに含まれる内容というのは、そんなに、全く違うことに取り組むというような形にはなっていないんじゃないかなというふうに捉えまして、ここで次期計画をつくるに当たって、大きく変えなきゃいけないという要素もないのかなというふうに考えまして、現の計画の施策の体系を踏襲するということです。その上で、取組項目について追加や修正、あるいは移設をしたり削除をしたりというような形になっております。

とりわけ、目標2の自立を支えるサービスの充実というところは、今回大きく手を入れております。この計画自体が、施策の体系というところは、障害者計画に当たる部分です。そして、その後ろに、計画のつくりとしては、第5章というのがありまして、そちらのほうが、数値目標を掲げるような形になっております。この第4章の施策の体系と第5章の数値目標という部分は、かなり重複する部分があります。どうしてもそここのところが、現行の計画の中ではいろいろご指摘をいただいているところなんで、第5章の数値目標の部分と重複する部分は、なるべくそちらの第5章のほうに譲って、こちらの第4章のところでは、項目をお示しするということにとどめるような形を想定しております。

それから、②で、これまで自立支援給付サービス、地域生活支援事業、在宅障害者支援事業というような項目立てになっておりましたけれども、こちらは、どちらかという、市の予算書だというようなつくりになっておまして、事務方からすると、そういう整理のほうは事業の仕分けというのが分かりやすいんですけども、一般の方が読んだときに、

果たしてそれが分かりやすいのかなというふうに考えた場合に、むしろ先ほどのアンケート調査の中で聞いている設問の分け、いろいろな課題ごとの分けのほうが、分かりやすいのではないかということで、日常生活の支援、それから情報・コミュニケーションの支援、移動や外出のための支援、それから医療費等の助成ですとか経済的な支援と、そういうような区分けで施策の体系を見直すというようなことをすることによって、事前調査で出てきた課題というのを、施策にそのまま生かすというか、そういうふうな形が取れるのではないかということで、そういう視点での組み直しをしております。

それからもう一点、今回、地域福祉計画も現在策定作業を進めておるところですけれども、地域福祉計画がほかのこの障害の計画、介護の計画、健康の計画、それぞれを横ぐしで刺すような形に位置づけられます。そういう意味で、障害の施策だけで取り組むというようなものでない性質の取組項目もありますので、そういう性質のもの取組については、地域福祉計画で示しておりますということで、やはりここでは、参考という形での掲載にしようというふうに考えております。

それから、次の丸ですけれども、新規追加の項目として、令和2年度から地域生活支援拠点の事業の、ちょうどその他のところでちょっと情報提供いたしますが、その取組が始まりました。ですから、その辺の地域生活支援拠点の関わる新規の事業、あるいは国の基本指針で様々示されております取組の中で、市としても着手を検討すべきであるような、考えられる事業について、新規事業として掲げております。

それから、国の基本指針で示されているけれども、なかなか次期の計画の中で実際の取組をできるのか、国の基本指針で示されているものの中には、市町村だけの取組というよりは、もうちょっと広域的な都道府県の取組とかというものもございまして、そういうものは、現行では外して、末尾に列記をしたというような形です。

次のページの目標1から、若干、これ一つ一つだと時間かけてまいりますので、かいつまんでご説明したいと思います。

これらの中で、星印の項目が新規の項目、三角の項目が修正または移設する項目、バツ印が削除する項目というような区分けであります。

その中で、目標1のところは、まず自立を支える基盤の整備と充実ということで、障害のある人に対する差別の解消と権利擁護の推進に関係する事業を列記しております。

ここに関連して申し上げますと、成年後見については、地域福祉計画の中で今回新規に成年後見制度利用促進基本計画というものを立てるということになっておることなので、そちらで新たな取組項目というのが出てくるかもしれないので、それを盛り込むということも考えられますということです。

それから、2番目が相談支援の充実ということで、こちらについては、参考のところ示しております3つの三角、基幹相談支援センターの事業、それから地域活動支援センターでの相談、総合支援法に基づく相談というのも、それぞれ今までばらばらのところで示

しておりましたけれども、この相談支援体制の充実のところに集約するということです。

それから、3番目の関係機関のネットワーク構築に関しては、地域生活支援拠点の整備・充実、それから、その下にある精神障害に対応した地域包括ケアシステム構築検討会議の設置・運営と、これも、今現計画の中で、令和2年度までに設置をするというようなことになっているものですので、そちらについても、新たな取組として実施していくということです。現にこの会議については、平成31年度に立ち上げを行っておりますので、これから具体的な運営を進めていくということになります。

それから、次の目標2ですね。ページをめくっていただいて、目標2のところは、先ほど申し上げたとおり、体系的には大きく変わっております。

まず、1番目のところは、サービスの利用支援というところで、先ほどサービス等についてなかなか、利用している人は手に入れやすいけれども、そうでない人のことも考えなきゃいけないというようなご意見もありました。そういう意味で、まずサービスの周知・情報提供というところが大切かなということです。そして、この中に福祉人材の育成や確保というようなテーマ等も、新たに加えております。

2番目の総合支援法に基づく給付の支給というところは、先ほど申し上げた障害福祉計画と関わる部分ですので、ここでは、参考として掲載をするというふうに考えています。それから、日常生活の支援というところも、そこにお示ししているとおおり、日常生活に関わる事業を列記するというものです。

それから、4番目の情報・コミュニケーションの支援というところで、視覚障害者や聴覚障害者等への取組項目を、そこにまとめたものです。

それから、5番目が移動や外出のための支援ということで、移動・外出のための支援について、そこに集約をしました。

それから、6番目が医療や補装具、在宅医療の実施と、7が手当の支給。

そして、目標3が、ライフステージに対応した支援の充実ということで、1番目が障害のある子供への支援、2番目が就労の支援。この中に、基本指針の中で述べられている農福連携を進めるような取組というのができるのかどうかというところで、8番目に掲げております。それから、3番目が生涯学習と社会参加の支援ということです。

次に、最後に目標4ですけれども、共生社会実現を目指した地域づくりということで、ここに、先ほど来出されております共生社会を支える人の育成だとか、そういうようなテーマに関わる取組を、2番の共生社会を支える人材育成、地域・環境の醸成というところで示しております。その前提として、1番の障害者理解の推進ということで、理解の推進があって、それを踏まえて共生社会を支える人づくりというような流れで、施策の体系を考えました。

最後に、安全・安心なまちづくりということで、災害や防犯等に関わる安全・安心というようなキーワードでの取組を、最後にまとめたところであります。

その下が、取組項目に入れるかどうか検討を要する事項ということで、先ほど申し上げた文化芸術等の法律に基づく取組ですけれども、こちらのほうについては、都道府県レベルの取組等も含まれますので、直接的にこの施策の体系に入れるべきかどうかというところは、ちょっと検討を要するというところで、欄外になっております。

以上です。

OB 部会長 ありがとうございます。

盛りだくさんな施策体系の考え方でしたが、何かご意見ございますか。

目標2の予算書の順番ではなくて、課題ごとに並べ替えるなんていうのは、画期的なことだと思うんですけれども、僕としては、驚きました。すげえと思いましたけれども。

何かご意見があれば。

なるほどということでしょうか。

〇―― 分かりやすいですね、このほうが。

OB 部会長 ほめられました。

〇事務局（小川障害福祉課主事） ありがとうございます。

ちょっと事務局的には、整理が大変だった。

OB 部会長 分かりやすいというご意見も頂戴しました。

それでは、次の議事に移りたいと思います。

議事4、基本指針の見直しに伴う新たな成果目標と東大和市の現状について。これも、事務局からお願いします。

〇事務局（小川障害福祉課主事） 小川です。

現行の計画書で申し上げますと79ページから、障害者総合支援法に基づいたサービスの数値目標等を記載しているページです。こちらのほうは、国が基本指針というのを示して、大体この取組項目については、これぐらいの数値目標を立てるのを目安としますよということを受けて、都道府県、市町村で数値目標を立てることが義務づけられているものです。

平成元年度末までの現状と次期の国が示した指針とを見比べながら、市の数値目標を設定していくということになりますので、まず、成果目標の1というのが、施設入所者の地域移行に関する目標値を設定するということになっております。国の基本指針のところをご覧いただくと、これまでの流れが分かると思いますけれども、施設入所者の地域移行については、なかなか難しい部分も出てきて、第3期の目標は、国の目標だと30%というのが、だんだんだんだんちょっと低めに設定されていて、次期の計画については6%というふうな数値が、国のほうで示されております。

東大和市を見た場合にどうかというと、第5期のところの目標人数というのが4人となっています。そして、実際の実績がどうかというと、その一番下のところで4人、目標達成したというようなことにはなりません。ただ、そのところはちょっと注意を要するとこ

ろで、下の米印で書いてあるんですけども、実際、4人の方がどのような状況で施設を退所されたかということでは、高齢になられて、疾病で入院せざるを得なくて退所した方が2人、グループホームへの移行という形での退所が2人ということで、様々な事情が、状況があるということです。

そういう状況を踏まえて、次期の東大和市の目標値、東京都の目標値というのは、恐らく10月頃にならないと示されないと思うんですけども、国の6%というのに従いますと、大体3人くらいというようなことが想定されます。

それから、目標の①-2の入所者数の削減というところに関していいますと、国もやはりこの入所者数の削減の率も少しずつ低くなっています。東大和市に関していうと、目標値は結構、第5期では、結果として、大きく掲げたところ6.5%と、その積み残し分があるということで、それを考慮して6.5%減というふうにしましたが、現実的には46人の入所者が49人に増えてしまっているという現状があります。

そういうことも踏まえると、なかなかこの入所者数の削減というのは難しいのではないかと、次期の目標においては、削減目標1人ということ掲げております。

次のページに、今の施設入所の2ページ目ですね、状況というのが記載がありまして、そこにありますとおり、46人が49人に増えたという状況が示されております。これを見ると、3年前と見比べますと、1つは、年齢が相対的に上がっているということと、それに伴って、入所の年数というのも伸びている、そして障害支援区分という、障害の重さを示す程度でいうと、6という最重度の方も増えているということです。

増えてしまった要因として、その下に、先ほど申し上げた地域移行4人という数字がある一方で、入所する方も増えているということで、そこにお示ししているとおり、知的や身体障害で、両親の高齢化等によるという方が半数程度を占めるということになっている状況なんで、ここのところが、やはり大きな課題かなということです。

続いて3ページですが、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築ということで、こちらのほうは、精神科病院からの退院に関わる数値目標というのを、国のほうで定めています。しかし、東京都においては、なかなか市町村ごとにこれを出すというのは難しいので、東京都が一括して目標数値を立てるということになっておりますので、市で個別の数値というのを立てるということには行わないでいいというふうに見込んでいます。

なお、この表の一番下のところに、「なお、現計画で」というような表記がありますけれども、ここに、市町村ごとに保険医療、福祉関係者による協議の場を設置することが目標に、現計画ではなっております。それについては、東大和市においては設置をしておりますので、現計画の目標は一応クリアをしておりますということになります。

続いて、成果目標の③地域生活支援拠点等が有する機能の充実ということで、これ、現の計画でいうと83ページのところに目標が書いてあります。令和2年度末までに、親亡き後を見据えて、この地域生活支援拠点の整備ということをしなさいということなんで、

東大和市でも1か所という目標を立てておりました。後ほどご説明しますが、東大和市においては、令和2年度からこの地域生活支援拠点の整備ということを着手しておりますので、整備という意味では達成している。

そして、国は何を求めているかと、次の計画において、それは、機能の充実ということです。具体的には、年1回以上、運用状況を検証したり、検討しなさいということを行っています。東大和市の仕組みにおいても、この地域の体制づくりというところで述べていますが、外部の関係機関を含めた連絡会議を設けて、拠点の進行管理等を行っていくということにしておりますので、ここの部分でこの目標に込めるということになります。

続いて5ページですね、就労に関する目標です。こちらのほうも、国の目標というのが少し変化がありまして、福祉施設からの一般就労者の数ということで、東大和市の場合、現行の目標で6人という目標値を立てていますが、これは、6人というのは、累積ではなくて、その年度ごとという意味です。そういう意味では、令和元年度は8人ですから、これは目標値を上回っているということです。

次期の計画においては、ちょっと変化球みたいな形になっているんですけども、国の指針が、今まで福祉施設からというような大きなくくりだったんですけども、それを、サービスごとに分けて目標値を設定しろということになっています。就労移行支援だったら1.3倍、就労Aだったら1.26倍、就労Bだったら1.23倍というふうに、分けて目標設定をしろということですが、東大和市の8人の現状を見ると、そのうち5人が就労移行支援なんです。残りの3人が、AないしはBからということなんで、なかなかこのA型とかB型に目標値を設定するというのは、恐らく困難ではないかということが、ちょっと考えられますので、今回のお示しの中では、具体的な個々のサービスごとの目標値というのは、ちょっと難しいんじゃない、お示しできなかったところなんです。もうちょっと東京都の、東京都というのは、なかなかこのところは特別な状況、地方とも違うような状況もありますので、そういうところを踏まえて設定していきたいというふうに思っています。

それから、現行の目標で、④-2と④-3というのは、目標値としては削除されます。というのは、この次の6ページですね、一般就労への移行というのは、比較的順調に進んでいると。一方、定着というようなことが、全国的に見て課題になっているので、その定着のところについて、新たな目標が設定をされるということです。

平成30年度の報酬改定において、就労定着支援という新しいサービスができました。この就労定着支援の利用率というのを上げろというのが、国の方針です。障害者就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割以上が就労定着支援を利用することというような目標が、新たに設定されました。ただ、東京の特別な状況というのは申し上げましたが、東京都においては、この就労定着支援というサービスができる以前から、各区市町村に就労支援センターというものを置けということで、事業を推進しています。

その結果、全区市町村にこの就労支援センターが置かれて、そこで定着支援というのをやっているんですね。そういう意味で、なかなか就労移行支援事業等を卒業した方が、じゃ、この就労定着支援というサービスを受けるかということ、そうでもないような状況が、東京都においてはありますので、この7割というのはかなり、正直ハードルが高いなというふうに認識しているということを、今日の時点では申し上げて、改めて目標設定は考えていきたいというふうに思います。

それから、7ページ目は、そういう意味で、東京都が独自に設定している目標になりますので、次期の計画で東京都がこういう目標を設定するかどうか分かりませんので、今のところ、東京都が設定した場合に設けるというふうに考えています。

続いて、8ページの成果目標⑤ですね、障害児の支援体制です。こちらについては、幾つかありますが、⑤-1では、児童発達支援センターを各市町村に1か所以上設置するということです。こちらのほうも、現計画において、やまとあけぼの学園というものが市内に公設の施設としてあります。そちらで、児童発達支援というサービスを提供していますが、その老朽化に伴う移転というような施策を進める中で、児童発達支援センターへの移行というのを検討しておりますので、その進捗状況に合わせた目標の設定になるということになります。

続いて、⑤-2ですけれども、重症心身障害児の支援ということで、重症心身障害児の方への支援として、放課後等デイサービス、それから児童発達支援事業所、それぞれ1か所ずつ以上確保しなさいということです。東大和市の現況としては、放課後等デイサービスについては、既に1か所確保をしております。児童発達支援についてはまだゼロということなので、それらを考慮して、今後の事業所の確保を検討していきたいというふうに考えています。

9ページが医療的ケア児の支援ということで、現の計画の中では、協議の場というのを各市町村に設置をしなさいということになっています。こちらについては、現状ではまだ未設置です。令和元年度に市内にアンケートを行って、医療的ケア児の現況及び協議の場の必要性等について把握に努めたという状況ですので、それを踏まえた目標設定をしていきたいというふうに思っています。

そして、もう一つ、コーディネーターというのを置くというのが、新たに示されております。このコーディネーターというのが、ちょっとまだ明確な部分もございませんので、ちょっとそこについても、どのような目標値を設定するのかということも、今後の検討ということになります。

それから、10ページです。成果目標⑥で、相談支援体制の充実・強化等ということで、これは新規の項目です。具体的には、下の表の欄外に、成果目標、活動指標というものが国のほうから示されておりますので、これらの数値目標を設定するようになるものかなというふうには思いますけれども、現状、東大和市においては、計画相談の事業者というも

のが8か所ございますけれども、まだまだ事業所と、それから相談員の数で不足していると。この表の中で、相談事業所の数で10か所、それから相談員の数22必要だというものに対して、それぞれ不足していると。この7月に1つ事業所が増えて8か所になったんですけれども、それでもなお足りないという状況なんで、そこのところを充実していくのが、喫緊の課題かなというところで考えております。

続いて、最後の11ページです。成果目標⑦ということで、こちらはよく分からない成果目標と聞いて、これも新規の目標なんですけれども、障害福祉サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築ということであります。活動指標というところに示されているとおり、市町村の職員が、なかなか障害福祉サービスに係る専門的な知識が足りていないんじゃないかというようなことが指摘があります。なので、これは全国的な状況でということなので、東大和市でどうかというふうに考えたときに、下に現状分析というところで書いてあるとおり、障害支援区分の認定調査員の研修のほか、東京都が実施する各種研修というのは積極的に参加しておりますよと。市独自の考え方としては、社会福祉主事の資格認定のための講習のための予算で、新任の職員は講習を受けられるようにしているということですので、国のほうの成果目標、活動指標というところと、市の現状というのがどういうふうに重なって、どこが課題なのかというのは、もうちょっと国のほうのこれからの情報を注視しながら考えていきたいというふうに考えています。

すみません、駆け足で。

OB 部会長 ありがとうございます。

具体的な東大和市の目標設定をご説明いただきました。

Kさん、Pさん、関係あるところがいっぱいありましたか。

OP 委員 おなかがいっぱいになりました。

OK 委員 Kです。

この資料の6ページのところで、就労定着支援による職場定着率というところでなんですけど、この就労定着支援の指定自体が、要件が結構厳しいんですよ。過去3年間で平均1年ごとに1名以上就労者を出すと、卒業生を出すということですから、は～とふるさんを除きますと、ほとんどが定員20ぐらいの小さい事業所の中で1名出す、ましてや3年間で3人、3年間通して平均1人以上出すというのは、もうほぼ不可能と言っちゃ失礼なんですけれども、なかなか厳しい現状ではないかと思います。

現状、今、は～とふるさんの中で就労支援センターがありますので、就労にうまく結びついた方は、そちらのサービスに極力こちらとしてもつなげていく形をもって支援していくという形に、こちらとしてもしていますので、そういうほうが現実的なんではないかなと思っています。

OB 部会長 ありがとうございます。

ほかに何か。

OL 委員 L です。

2点、施設入所ですけれども、先ほどのアンケートを見ますと、やっぱり施設に入りたいという意向が強いので、この辺なかなか難しいのかなというのが1点。

もう一つは、相談員、相談事業所、7月に1軒増えてはいますが、ちょっと教えてほしいんですけれども、精神障害だけが何か特別に専門化されて、ほかの相談は、身体と知的はやるんですけども、精神やらないよとあって、何か分かれているような気がするんですけれども、ちょっとその辺、説明していただきたい。

この2点、お願いします。

○事務局（小川障害福祉課主事） 小川です。

相談支援事業所に関して申し上げますと、市から委託で相談支援やっていたのが、は～とふるとウエルカムなんですね。そこにおいては、は～とふるは身体、知的障害、ウエルカムは精神の方を主な対象にするというところで、公的なところでは仕分けをしています。そのほかの6事業所ありますけれども、そのうち1つは、やまとあけぼの学園、先ほど申し上げた児童発達支援をやっている事業所で、相談支援をやっていたら、そこは、児童のサービスに特化してやっています。それ以外の、8引く3で5事業所ですか。そちらについては、特段この障害というふうなくくりではないですけども、それぞれやっぱり、他のサービスに併設してやっているとところが多いんですね。そのうち1か所については、放課後等デイサービスに併設してやっていると、どちらかというと、やっぱり子供のサービスの計画づくりを得意としているとか、主にやっているととかいう形になっておりますので、どこの事業所でも、全ての障害についてできるというところでもない、そういうのが現状です。

OL 委員 はい、分かりました。

精神のほうは、精神保健福祉士の資格が要るとか、そういうわけではないわけ。

○事務局（小川障害福祉課主事） そういうことではない。相談支援に関していうと、そういう縛りはないです、資格の。ただ、やっぱり相談支援事業所の中でも、得手、不得手というところがありますので、偏りがちょっと出てくるというところはあります。

OL 委員 分かりました。

OB 部会長 入所施設のご質問もあった。入りたい人がいるんですけども、減らすというのはどういうことなのか。

OL 委員 アンケートのほうを見る限りは、どっちかというと。

○事務局（小川障害福祉課主事） 国の指針は減らすなんですね。それを、あえて大手を振って増やすというふうに、計画の中で書きづらいかな。

OL 委員 アンケートの実態と国の動きがやっぱり違うかなと。

○―― 知的障害の方なんかは、どちらかというとグループホームですね、選択肢が多いのかなというふうには思います。

〇―― 重身の方は特に。

〇P 委員 重身のことは、24時間誰かに支援をしてもらわなければいけない、医療を含めてというカテゴリーの支援ですから、親が亡くなったら、もう完全に施設必要なんですよね。そういう人もいるのではないですか。国が考えている地域移行というのは、いわゆる社会的入院、社会的入所が必要ない方が、引き続き施設や病院にいる、それが、お金の辺りも含めて、これはよくないから、地域移行ということ呼びかけているんで、それはそうだと思いますけれども、基本的には、何らかの濃淡はあるけれども、生活していくために、他人の支援が必要な方は絶対いるわけで、それで、肉親がいなくなったときには、無理じゃないですか、と思いますでしょう。だから、無知ですよ、考え方が。

社会的入所の方々を、何等か自立ができるようにしてもらいたいからグループホーム化というのは分かるけれども、そういうのは、そういう人を呼んで、一緒にくたにして、みんなさうだと、あまりにも乱暴で、結局は、みんなの優しい心があったって、他人になかなか支援を仕切れないわけだから、身内がいなくなったら、やっぱり何らかの支援、濃淡はあるけれども、その方ごとに、やっぱり施設は絶対必要だと思いますから、ちょっと私どもの分野では怒っているんですよ。あまりにも乱暴でね。

ですから、社会的入所のニーズというのは、当然のことだと思いますよ、医療も含めて高度化していくんですから、寿命が延びているんですよ。特に、お子さんたちは。将来も、一生やっぱり障害と付き合っていかなきゃいけない方は絶対いるわけで、親御さんは確実に30歳以上年上ですから、親がいった後のことを考えたら、そんな悠長なことは言っていられないはずですよ、国だって。分かっているはずですよ、絶対に。と思うので、そこら辺は改善と、緩いことは言っていたきたいと思います。

〇B 部会長 ありがとうございます。

ほかに。

では、ほかの議題について、事務局から何かございますか。

〇事務局（小川障害福祉課主事） 事前に配布した資料の中に、地域生活支援拠点についての資料をお配りしております。このういずねっとi運営マニュアルというものと、それからカラーのチラシと自立体験事業のご案内というものです。

こちらについては、先ほど申し上げましたが、現行の計画の中で、令和2年度までに地域生活支援拠点の整備をしろということで、計画に目標を掲げているものについて、この間、昨年度、一昨年度検討会議を設けました。B部会長もその検討会議に加わっていただきまして検討しまして、東大和市においては、このカラーのチラシの裏面を見ていただくと一番分かりやすいんですけれども、8万5,000人くらいのコンパクトな市でありますので、それに見合った整備の方向をというようなことが、この検討会議の中で示されまして、先ほど申し上げたは〜とふる、ウエルカムというところが、それぞれ身体障害、知的障害、それから精神障害の拠点の施設になっていますので、それと、市ががっちりトス

スクラムとか何か書いてありますけれども、そこが大事なところで、スクラムを組んで、基幹相談支援センターというような位置づけにして、それを取り巻くこの緑のくくりが、相談支援事業所、先ほど申し上げたは〜とふるやウエルカムを含めて8事業所ありますけれども、その中で相談機能というのを果たしていくことというものです。

この相談機能というのが、高齢化、重度化ということを見据えて、緊急時に支援が必要な方をあらかじめピックアップをして、その中で支援の体制を整えるということです。その具体的な支援の体制としては、緊急時の受入れ先や対応の機能、あるいは体験の機会や場の機能というところにつなげていくというような形です。

それで、それと併せて、4番目に専門的人材の確保、要請ということで、福祉人材の課題というのがやはり大きなところがありますので、その人材の要請などの事業も、この拠点として行っていこうということです。

そして、5番目が地域の体制づくりということで、ここは、共生のまちづくりと関わってくる場所ですけれども、従前のこの障害者の関係機関のみならず、地域包括支援センターですとかケアマネジャーの組織だとか、そういうところとの連携を強めていくということを想定しております。

一応、今年度スタートさせましたが、今後体験の機会や場、それから緊急時の受入れについては、来年度、再来年度の中でさらに充実させていこうということで、計画をしておりますので、この拠点については、多摩地区でも各市取組を進めているところですが、比較的東大和市は何かスタートを切れたというところでもありますので、結構ほかの市からも問合せがあったりなんかしておりますけれども、ちょっとこのコロナ禍で、スタートを切ったところですが、なかなか本格始動というのは夏以降になるかなというところでは。

OB 部会長 今、ちょっと控えめな感じでしたけれども、ただ、多摩地区では画期的なことだというふうに思います。向こうのほうでモデル市があったんですけれども、それ以外では、多分これだけやっているところはないんだろうというふうに思っているのです、東大和の自慢にしているんじゃないかと思ったりしていますけれども。

ちょっと余計なことを言いました。